

炭酸水素カリウムに係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見 1】</p> <p>「炭酸水素カリウム」の名称に別名を設定することを希望する。</p> <p>即ち、別表第一の名称は「炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム）」を希望。</p> <p>カッコ内は、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会の報告書案に和名別名として記載されており、成分規格案の日本名別名としても記載されているので、物質名としてふさわしいと考える。</p>	<p>【回答 1】</p> <p>御意見募集にあたっては、概要のみを示しておりましたが、施行規則別表第一改正では「炭酸水素カリウム（別名重炭酸カリウム又は酸性炭酸カリウム）」として記載しています。</p>
2	<p>【意見 2】</p> <p>添加物に害が無いものなんてない。</p>	<p>【回答 2】</p> <p>炭酸水素カリウムについては、内閣府食品安全委員会において、「添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、許容一日摂取量を特定する必要はない。」と評価されております。（令和 3 年 10 月 5 日府食第 575 号）</p> <p>この評価結果を受けて、厚生労働省といたしましては、炭酸水素カリウムを添加物として指定すると同時に、成分規格及び使用基準を設定することにより、安全性を確保することとしております。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
3	<p>【意見 3】</p> <p>以下、意見を行う。</p> <p>>別紙 2</p> <p>>食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）（抄）新旧対照表</p> <p>>第 2 添加物</p> <p>>F 使用基準</p> <p>>炭酸水素カリウム</p> <p>使用及びカリウム量の表示さえ行われていれば対象の限定は行わなくてもよいのではないかと考える。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>【回答 3】</p> <p>炭酸水素カリウムの使用対象食品は、要請者の要請に基づき、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴き、安全性、有効性の確認を経た上で設定されたものとなっています。</p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>承認農薬成分数約600種、添加物約830種、遺伝子組換え食品系400種、遺伝子組換え飼料100種、抗生物質、ホルモン剤、ゲノム編集成分など、全部合わせれば驚くべき数字。にも関わらず、審査の段階では単品の成分で影響を確認するにとどまっている。複合効果を検証しろと意見を出しても「複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にある・・・。FAO/WHOでは、・・・複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。」という「先送り」状態。「確立されていないからこそ、確立されるまで一律禁止」にすべきではないか？ 一律禁止ができないなら、既存の基準値もすべて安全係数を1,000に設定して基準を厳しくすべき。</p>	<p>【回答1】</p> <p>複数の化合物への暴露については、現段階では国際的にも、評価手法として確立したものはなく、検討段階にあることから、現段階では総合的な評価は困難であると考えています。</p> <p>FAO/WHOでは、JMPR（FAO/WHO合同残留農薬専門家会議）やJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会議）において、複数の化合物への暴露に対するリスク評価手法について検討することとされていることから、引き続き、最新の情報収集に努めてまいります。</p> <p>安全係数については、内閣府食品安全委員会における許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の設定では、各種毒性試験で得られた無毒性量から、ヒトと毒性試験に供した動物との種差及びヒトの個人差（人種、健康状態、生活状況、年齢等）を考慮して安全係数100を除いて決めているものと承知しています。</p>